省　令

○国土交通省・カジノ管理委員会規則第一号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十八条第一項、第四項、第八項、第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十四項から第十六項までの規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

カジノ管理委員会委員長　北村　道夫

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令

第一条　特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和四年国土交通省・カジノ管理委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記第三十二号様式（第八条第二項関係）	別記第三十二号様式（第八条第二項関係）
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　財務報告書	【提出書類】　財務報告書
【提出先】　カジノ管理委員会及び国土交通大臣	【提出先】　カジノ管理委員会及び国土交通大臣
【提出日】　年　月　日	【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）	【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）
【名称】	【名称】
【代表者の役職氏名】	【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】	【本店の所在の場所】
【電話番号】	【電話番号】
【事務連絡者氏名】	【事務連絡者氏名】
第１　（略）	第１　（略）
第２【事業の状況】	第２【事業の状況】
１　（略）	１　（略）
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】	（新設）
３～７　（略）	２～６　（略）
第３～第５　（略）	第３～第５　（略）
（記載上の注意）	（記載上の注意）
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(9)において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下(4)において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	(4)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(9)において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下(4)において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。